

公表版

入学試験監査委員会報告書

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

令和元年7月8日

学校法人東京医科大学 御中

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

委員長 福 島 統

委員 川 上 順 子

委員 鳥 山 半 六

目次

第1	本報告書について	1
1	当委員会設置の経緯等	1
(1)	設置の経緯.....	1
(2)	「入試改善策」の評価	1
2	当委員会の任務と構成	1
(1)	当委員会の任務.....	1
(2)	当委員会の構成.....	2
3	本報告書の前提条件.....	2
第2	監査事項.....	4
1	監査事項の特定	4
(1)	任務.....	4
(2)	過去の不正行為.....	4
(3)	監査事項の特定	4
2	提言等	6
第3	監査の実施方法等	8
1	基本方針.....	8
(1)	現場主義.....	8
(2)	現物主義.....	8
(3)	監査の視点.....	8
(4)	チェックリスト	9
2	監査の実施方法.....	9
(1)	採点結果の集計現場への立会い	9
(2)	入試委員会への立会い	9
(3)	現場への臨検・実情把握.....	9
(4)	ヒアリング及び実査（現物確認）	9

第4	検証した事実.....	10
1	「採点結果の集計」に関して.....	10
2	「各種会議における審議・承認過程」に関して.....	10
3	「入試改善策の実施」に関して.....	11
①	入試業務の執務環境の改善.....	11
②	入試委員会の構成及び選任要件の変更.....	12
③	入学試験監査委員会の新設とこれによる監査.....	13
④	アドミッションセンターの有効稼働.....	13
⑤	平成30年度入試以前に行われていた「適性試験」の不実施.....	13
⑥	小論文試験及び面接試験の採点方法.....	13
⑦	不当な要求の排除の徹底.....	13
⑧	入試委員会への立会い.....	14
⑨	教育委員会・教授会の審議の充実.....	14
⑩	入試用システムの確認.....	14
⑪	成績開示.....	14
⑫	小括.....	15
第5	監査結果.....	16
第6	提言等.....	18
1	入試委員会の独立性確保.....	18
2	審議過程の透明性確保 ～教育委員会の議事録の整備.....	18
3	相談窓口（相談員）の設置等.....	18
4	本報告書の公表 ～さらなる改善努力の継続.....	19

第1 本報告書について

1 当委員会設置の経緯等

(1) 設置の経緯

当委員会は、東京医大の入学試験改善委員会（平成30年7月10日設置）が提案した「入試改善策」（詳細は第4.3〔11頁以下〕で後述）の一環として設置されたものである。

(2) 「入試改善策」の評価

当委員会の設置も含めた上記「入試改善策」について、第三者委員会は次のとおり評価している（第二次調査報告書49頁以下）。

「当委員会は、前記1記載の入試改善策は、それらが適切に運用される限り、第一次報告書及び本報告書記載の不正を防止し、平成31年度入試を公正に行うことに資する相当なものと評価する。¹」

「もっとも、入試監査委員会による監査は、事後的に行うのではなく入試委員会の場に立ち会って行うことで一層の効果が期待できることに留意すべきである。」

2 当委員会の任務と構成

(1) 当委員会の任務

当委員会の設置根拠は、平成30年10月16日開催の理事会制定の

¹ なお、本文のように評価する理由の1つとして、第三者委員会報告書は次のとおり述べている。

「今般の入試改善策により、（中略）外部委員で構成される入試監査委員会で、入試委員会の審議過程の適正性及び合格者選考が公正・公平に行われているか否かの検証が行われることになった（入試改善対策③）。これらの入試改善策により、入試委員会での審議の適正性はある程度確保されるといえ、また、その審議の透明性が確保されることで教育委員会及び教授会さらには入試監査委員会による事後的な監視・検証が行える環境が整備されたと見える。」

「東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会規程」（以下「規程」という。）であり、規程第2条は、当委員会の任務につき次のとおり定めている。

- (1) 当該年度の医学科入学試験に関して、医学部医学科入学試験選考委員会、教育委員会、医学科教授会の審議、承認過程の適正性を検証し、その結果を理事会に報告する。
- (2) 前項に定めるほか、医学科入学試験合格者選考が公正、公平に実施されていることを検証する。
- (3) 医学科入学試験における公正性を確保するために必要な事項を理事長及び学長に提言する。

(2) 当委員会の構成

規程第3条に基づき3名の委員が選任され、就任した。
当委員会の構成は、次のとおりである（委員長の選任は委員の互選による。）。

委員長 医師 福島 統（東京慈恵会医科大学 教育センター長、教授）

委員 医師 川上 順子（日本体育大学 保健医療学部整復医療学科教授・東京女子医科大学 名誉教授）

委員 弁護士 鳥山 半六（弁護士法人色川法律事務所代表弁護士）

なお、当委員会は、その補助者として、加古洋輔弁護士（弁護士法人色川法律事務所）を本監査に従事させた。

3 本報告書の前提条件

- ① 本報告書は、平成31年度医学科入試についてあらゆる不正の有無を監査対象とするものでない。具体的には「第2 監査事項」に記載された範囲で監査を実施した。

- ② 本報告書は、委嘱を受けた後の限られた期間において、入試業務に立ち会い、現時点で存在している任意に提供された資料及び情報に基づき行われた調査・検証の結果である。当委員会は、可能な限り真実を追求すべく努力したが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界がある。
- ③ 本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ④ 本報告書は、東京医大が本件への対応を検討するための基礎資料として作成されたものであり、それ以外の目的や、東京医大以外の者が用いることは想定されていない。
- ⑤ 本報告書は、東京医大及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断するものではない。

第2 監査事項

1 監査事項の特定

(1) 任務

当委員会の任務は前述したとおりであるが、その最も基本的な任務は「当該年度の医学科入学試験に関して、医学部医学科入学試験選考委員会、教育委員会、医学科教授会の審議、承認過程の適正性を検証し、その結果を理事会に報告する。」ことにある。

(2) 過去の不正行為

他方、第三者委員会の調査報告によれば、東京医大の過年度の入試においては、採点結果の集計過程における恣意的操作、すなわち、

- ・ 一般入試・センター利用入試の2次試験科目である「小論文」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数）に応じて一部の受験生だけ点数を加点するなどして成績順位を高める等の調整をする【属性調整】
- ・ 理事長ないし学長が、学務課の職員に加点を指示し、元の点数データ（素点）を書き換えさせる【個別調整】
- ・ 合否判定において、「関係者なので」との発言等により入試委員会の意思決定に影響を与えた可能性【その他の類型】

等の問題行為が指摘されている（第一次調査報告書23頁以下、第二次調査報告書24頁以下）。

(3) 監査事項の特定

よって、これらの過去の実情と第三者委員会報告書及び東京医大の委嘱内容を踏まえ、東京医大及び当委員会とで協議の結果、監査事項は、採点結果の集計過程と、その集計結果に基づく入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議・承認過程の適正性とし、具体的には下記のとおりとし

た。

記

① 採点結果の集計

- ・ 実際の採点結果を取りまとめた上で入試システムPCに入力する作業において、採点結果と異なる数値が恣意的に入力されていないか。
- ・ 同作業において、性別や高校卒業年等の属性を加味した調整が行われていないか。
- ・ 同作業において、その他適正性に疑義のある行為が行われていないか。

② 入試委員会における審議、承認過程

- ・ 入試システムPCに入力されたデータが、そのまま入試委員会における合否判定資料（合格者選考名簿）となっているか。データの改ざんが行われていないか。
- ・ 合格者選定において、合否の判定基準に基づき、合格者を選定しているか。
- ・ 合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策（例えば、配布資料に、性別、氏名、年齢を記載しない等）がとられているか。
- ・ 合格者選考名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした場合、合理的理由があるか。
- ・ 合格者選考名簿において、その者の成績よりも上位の者に不合格者がいるにもかかわらず合格とした場合、合理的理由があるか。

③ 教育委員会における審議、承認過程

- ・ 入試委員会における合否判定の過程、結果が正確に報告されているか。
- ・ 入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。

④ 教授会における審議、承認過程

- ・ 教育委員会における合否判定の過程、結果が正確に報告されているか。
- ・ 教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。

⑤ 学長による合否判定

- ・ 学長による合否判定が、教授会における合否判定の結果を踏まえたものとなっているか。
- ・ 教授会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。

⑥ 合格発表

- ・ 合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないか。

⑦ 繰上合格

- ・ 繰上合格について、事前に定めた基準に基づいて行っているか。
- ・ 繰上合格を、合格者選考名簿の成績順に行わない場合、合理的理由があるか。

⑧ その他

その他、上記に関連し監査委員会として監査を要すると思料する事項

2 提言等

監査事項は以上のとおりであるが、規程では、

- ・ 「医学科入学試験における公正性を確保するために必要な事項を理事長及び学長に提言する。」(第2条第3号)
- ・ 「委員会は、その職務遂行の過程において不適正又は改善すべき事項が

あると認めるときは、適宜、理事長及び学長に対して意見の具申又は勧告（以下「勧告等」という。）を行うことができる。」（第7条第2項）

とされている。

よって、本報告書では、最後に（第6〔18頁以下〕）、医学科入学試験における公正性を確保するための提言等も併せて行う。

第3 監査の実施方法等

1 基本方針

(1) 現場主義

第三者委員会も指摘するとおり、「入試監査委員会による監査は、事後的に行うのではなく入試委員会の場に立ち会って行うことで一層の効果が期待できる」（第二次調査報告書50頁以下）。

そこで、当委員会は、入試委員会の場に直接立ち会い、その審議・承認の過程を現場で現認すること、さらにそれに先立つ合格者選考名簿作成に至る採点結果の集計過程へも直接立ち会うことを基本とした（現場主義）。

(2) 現物主義

また、残された各種資料やデータを検証するにあたっては、職業的懐疑心をもって現物の痕跡を事後的に確認するよう努めた（現物主義）。

(3) 監査の視点

監査にあたっては、採点結果の集計過程や各種会議における審議・承認の過程で恣意や作為が介在していなかったどうかに主眼を置いて検証を行った。

その際、次のような視点に留意した。

ア 採点結果の集計過程

- ① 物理的・技術的な防御がなされているか
- ② 介入を心理的に困難にする措置が講じられているか
- ③ 万一、介入を指示された場合に断固拒めるような仕組みが構築されているか

イ 入試委員会等における審議、承認過程

- ① 考慮すべきでない事項を考慮したり、考慮すべき事項を考慮しないなどの事象（他事考慮）はみられないか

- ② 議事録その他の記録が整備されているか
- ③ 記録には審議過程が明示されているか、事実に反する記載はないか、作成者・責任者の署名が明示され、責任の所在が明確になっているか

(4) チェックリスト

検証にあたっては、場当たりの対応に流れることのないよう、監事・内部監査室とも連携し、「入学試験監査実施マニュアル」をチェックリストとして参考にした。

2 監査の実施方法

監査の実施方法は次のとおりである。

(1) 採点結果の集計現場への立会い

マークシートの処理や数学記述問題採点結果入力、面接・小論文結果入力処理、合格者選考名簿の出力等、平成31年度医学科入試の採点結果の集計現場に立ち会った。

(2) 入試委員会への立会い

1次合格者選定、2次合格者選定・補欠者選定及び補欠合格者選定にかかる平成31年度医学科入試委員会での審議現場に立ち会った。

(3) 現場への臨検・実情把握

入試システムPCが設置された執務室ルームのセキュリティ状況、監視カメラの稼働状況、同PCのセキュリティ状況を確認した。

(4) ヒアリング及び実査（現物確認）

全5回にわたり当委員会を開催し、顧問弁護士立会いのもとで学務課職員から資料の提出を受け、不明点を聴取し、かつ、資料を確認検証した。

第4 検証した事実

以上のとおり、監査事項は大きく、「採点結果の集計」と「各種会議における審議・承認過程」の2つに大別できるので、以下ではこの順に検証した事実を述べることとする。

また、「入試改善策が適切に運用されているかどうか」（第三者委員会の第二次調査報告書46頁以下）は、監査事項と直接結びつくものではないが、入試改善策が適切に運用されているとすれば、採点結果の集計やその集計結果に基づく合否判定の審議・承認の適正性を制度的・間接的に担保するものとなると考えられる。

よって、これについても、監査事項（8）「その他、上記に関連し監査委員会として監査を要すると思料する事項」として併せ検証したので、3で触れることとする。

なお、以下ではとくに断りのない限り、検証を行った主体は委員全員である。

1 「採点結果の集計」に関して

鳥山委員・加古補助者が「採点結果の集計」の各現場に立ち会い（その詳細は本報告書では割愛する。）、恣意や作為の介入のないことを確認した。なお、推薦入試の実施は委員就任前であり、立ち会っていない。

また、入試用システムの導入やアクセス制限（静脈認証による学務課PC室への入室制限・PCのセキュリティ等）により物理的・技術的な防御がなされていること、また、監視カメラの設置や集計過程が衆人環視の下に行われることにより介入を心理的に困難にする措置が講じられていること、さらに、後述するとおり、万一、介入を指示された場合には内部通報制度が実施されていることから、採点集計過程への恣意や作為介入の可能性もほぼ排除されていたものと認められる。

2 「各種会議における審議・承認過程」に関して

東京医大における合格者選考の審議・決定は、まず、入試委員会が、入学試験の集計作業の結果を踏まえて合格者選考名簿を作成したうえで合格ラインの線引きを行い、当該ラインより上位の受験者を合格者として選考し、さらに、教育委員会で入試委員会の選考結果を医学科教授会に上程

することの当否を審議・承認し、これらを踏まえて上程された選考結果を医学科教授会が審議・承認したうえで、学長が最終的な選考（合否判定）を行うという一連の過程を経ることとされている。

鳥山委員・加古補助者が立ち会った入試委員会の審議・承認の過程（その詳細は本報告書では割愛する。）においては、考慮すべきでない事項を考慮したり、考慮すべき事項を考慮しないなどの事象（他事考慮）は認められず、また、議事録には事実と反する記載は認められなかった。

他方、教育委員会の議事録には署名押印がなく、議事録が整備されているか、作成者・責任者の署名が明示され、責任の所在が明確になっているかという観点からみると、やや不十分な点も見受けられた。

しかしながら、集計作業により入試委員会に提出された1次合格者選考名簿、2次合格者選考名簿及び補欠者選考名簿は、その一式が集計後、封印して保存されたところ、令和元年5月9日、当委員会が上記各名簿の原本を開封し、医学科教授会を経て学長が最終決定した1次合格者選考名簿、2次合格者選考名簿及び補欠者選考名簿と比較対照した結果、最終決定と合格者選考名簿との間で順位等にズレは認められず、両者は一致することが確認されたことから、合格者選考名簿が、その後の審議・承認の過程で順位が変更されるなどの操作が加えられた事実はないことが確認された。

3 「入試改善策の実施」に関して

第三者委員会の第二次報告書47頁の項目に対応して、項目毎に検証した事実を※（ゴチック体）で示す。

① 入試業務の執務環境の改善

- ・ 入試システムPCが設置された執務室に監視カメラを設置する

※ 監視カメラの設置・稼働状況を確認した。

また、前述したとおり、鳥山委員及び加古補助者は入試期間中に実際の稼働状況を確認した。

- ・ 入試システムPCのアクセスログを記録する

※ 大学側から報告書等の提出を受け、異常がないことを確認した。

- ・ 学務課職員が入試システムPCへ点数を入力する際に入試委員が立ち会い監視する

※ 鳥山委員及び加古補助者が立ち会い、監視した。

- ・ 入試システムPCが設置された執務室に静脈認証装置を設置し、入試に関連する学務課職員以外が入室できないようにする

※ 入試期間中を通じて静脈確認装置が設置・稼動していること、他の職員が入室しなかったことを鳥山委員及び加古補助者が確認した。

② 入試委員会の構成及び選任要件の変更

- ・ 執行部（学長、副学長、副学長補）は入試委員に就任できない

※ 入試委員会議事録等により、平成31年度入試委員に学長、副学長、副学長補が含まれていないことを確認した。

- ・ 任期中に東京医大を受験する可能性のある親族がある場合も同様

※ 平成31年度入試委員会委員の親族が受験していないことを平成31年度入試委員6名全員の誓約書により確認した。

- ・ 入試委員は入試委員会規程を遵守する旨の誓約書を提出する

※ 平成31年度入試委員6名全員の誓約書を確認した。

- ・ 委員会の議事録を作成する（議決の経過の要領またはその結果を記載し、議長及び出席委員2名がこれに署名及び捺印する）

※ 入試委員会のすべての議事録を確認し、議事録が作成され、議決の経過の要領と結果が記載され、委員長と委員4名の署名押印があることを確認した。

③ 入学試験監査委員会の新設とこれによる監査

※ 当委員会の活動そのものであり、本報告書にあるとおりであるので本項目の記載は割愛する。

④ アドミッションセンターの有効稼働

※ 平成31年4月にアドミッションセンターが設置され、平成31年度入試委員会委員長がセンター長に就任し、その統括のもとに有効に稼働していることを確認した。

⑤ 平成30年度入試以前に行われていた「適性試験」の不実施

※ 平成31年度入試では「適性試験」が行われなかったことを「推薦入学試験時間割」及び「一般入学試験・センター試験利用入学試験第2次試験時間割」により確認した。

⑥ 小論文試験及び面接試験の採点方法

※ 上記1（「採点結果の集計」に関して）で述べたとおり確認した。

⑦ 不当な要求の排除の徹底

- ・ 入試に関する監事監査を実施する

※ 平成31年度入試に関しては、鳥山委員・加古補助者が立ち会った採点結果の集計作業のすべてに常任監事も立ち会い、また、同常任監事は、それ以外の各種会議の審議・承認過程にも陪席し、監事監査を実施していたことを確認した。

- ・ 理事長から独立した新たな内部通報ルートを設定する

※ 以前より学内だけでなく外部機関として弁護士事務所に通報窓口が設置されていたが、さらに、役員に関する通報については理事長から独立した監事あての内部通報ルートが設置されたことを規程、通達及

び制度案内の専用パンフレット等により確認した。

- ・ 内部通報窓口を積極的に活用するよう大学関係者に周知する

※ 大学HPや専用パンフレットのほか、「学報」と呼ばれる学内誌で教職員あてに周知されていることを学報現物により確認した。

⑧ 入試委員会への立会い

- ・ 外部監事及び顧問弁護士事務所の弁護士

※ 鳥山委員・加古補助者の立会い等により、外部監事である常任監事、顧問弁護士が入試委員会、入試採点・入力および入試判定会議資料作成に立ち会ったことを確認した。

⑨ 教育委員会・教授会の審議の充実

※ 受験生の科目別の点数が記載された合格者選考名簿が配布され、これに基づいて審議されたこと、それらには受験者の性別、卒業年次などの個別調整や属性調整に関わる情報が含まれていなかったことを議事録により確認した。

⑩ 入試用システムの確認

※ 入試用システム中の数式等に不正がないこと、素点入力後に属性調整がなされていないことは、大学側からの報告書等により確認した。

⑪ 成績開示

受験生から請求があった場合は、

- ・ 第1次試験及び第2次試験について、合格最低得点及び当該受験生の得点を開示する（推薦入試についても同程度の開示を行う）

※ 開示請求の手続・書式及び大学のホームページ「平成31年度 入学試験成績開示請求について」により確認した。

- ・ 合格最低得点に達しているにもかかわらず、小論文や面接の結果により不合格となった受験生には、説明のコメントを付す

※ 開示請求の手続・書式により確認した。

⑫ 小括

以上のとおり、入試改善策は適正に実施されており、これらは、間接的ではあるが、採点結果の集計やその集計結果に基づく合否判定の審議・承認過程の適正性を制度的に担保する機能を営んでいたものと認められる。

第5 監査結果

以上、当委員会の検証結果を踏まえた監査結果は次のとおりである。

(1) 採点結果の集計

- ・ 実際の採点結果を取りまとめた上で入試システムPCに入力する作業において、採点結果と異なる数値が恣意的に入力された事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、性別や高校卒業年等の属性を加味した調整が行われた事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、その他適正性に疑義のある行為が行われた事実があったとは認められない。

(2) 入試委員会における審議、承認過程

- ・ 入試システムPCに入力されたデータが、そのまま入試委員会における合否判定資料（合格者選考名簿）となっていたと認める。
データの改ざんが行われた事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選定において、合否の判定基準に基づき、合格者を選定したと認める。
- ・ 合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策（例えば、配布資料に、性別、氏名、年齢を記載しない等）がとられていたと認める。
- ・ 合格者選考名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選考名簿において、その者の成績よりも上位の者に不合格者がいるにもかかわらず合格とした事実があったとは認められない。

(3) 教育委員会における審議、承認過程

- ・ 入試委員会における合否判定の過程、結果が議事録記載のとおり報告されたと認める。
- ・ 入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(4) 教授会における審議、承認過程

- ・ 教育委員会における合否判定の過程、結果が議事録記載のとおり報告されたと認める。
- ・ 教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(5) 学長による合否判定

- ・ 学長による合否判定が、教授会における合否判定の結果を踏まえたものであったと認める。
- ・ 教授会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(6) 合格発表

- ・ 合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないと認める。

(7) 繰上合格

- ・ 繰上合格について、事前に定めた基準に基づいて行われたと認める。
- ・ 繰上合格を、合格者選考名簿の成績順に行わなかった事実があったとは認められない。

(8) その他

入試改善委員会の「入試改善策」は適正に実施されているものと認める。

第6 提言等

1 入試委員会の独立性確保

外部からの不当な要請に対しては、まず何よりも、合否判定の第一次的な権限をもつ入試委員会がいかなる圧力にも屈せず、独立を保っていることが重要である。

平成31年度入試においてはその点を検証し確認したが、これを一時的なものにとどめず、将来にわたって継続的に独立性を維持し続ける努力と仕組みづくりをお願いしたい。

2 審議過程の透明性確保 ～教育委員会の議事録の整備

入試委員会が完全に独立して合否の判定を行ったとしても、その後の審議・承認の過程で恣意や作為が介入し判定結果が変更されては意味がない。

平成31年度入試においてはその点を検証し確認したところであるが、1点、気になったのは、教育委員会の議事録である。同委員会の議事録においては、作成者の署名捺印がなく責任の所在が明確にされていない。これには一定の歴史的経緯があるものと推察されるが、合否判定にかかる審議過程の透明性を確保し内外の信頼を高める観点から、教育委員会においても署名捺印により作成者の責任の所在を明確にした議事録を作成されるよう、提言する。

3 相談窓口（相談員）の設置等

入試不正に関し、「不当な要請は毅然と断れ」と言うことは容易いが、教職員個人の責任で対応させるのは酷な場合もあり、大学として、教職員を守る仕組みを設けるのが望ましい。

東京医大には、公益通報者保護法に基づく学内・学外の窓口による内部通報制度が設置され、また現に相当数の相談が寄せられているようであるが、通報には一定の心理的ハードルも想定され、また、通報するほどではないが対応に迷うようなケースもあるのではないかと思料される。

そこで、内部通報制度を補充し、教職員をサポートする制度として、例えば、教職員が気軽に相談できる相談窓口（相談員）や、不当な要請を拒絶する後ろ盾となるルール（「〇〇があるので応じられない」として依拠・援用できるもの）の制定など、他の複数の選択肢を設けることも有用ではないかと思料する。

4 本報告書の公表 ～ さらなる改善努力の継続

今回の東京医大のケースは近時の医学部入試不正の嚆矢となっており、悪い意味で世間の耳目を集めている。これは東京医大にとっては建学以来のピンチであるが、半面からすれば、過去と決別し、建学の精神に立ち返るチャンスであるともいえる。

そのためには、今回の不正の真因を徹底的に分析するとともに、その分析結果を踏まえて実施された平成31年度入試の実情を対外的に公表すること、それによって大学としての説明責任を全うするとともに、引き続きさらなる改善努力を重ねることこそが、東京医大に課された社会の信頼回復の途であると思料する。

以 上